

市民課の諸届申請等手続一覧表

届出、申請事項	市民の持参するもの	内容及び注意事項	届出、申請事項	市民の持参するもの	内容及び注意事項
出生届の場合	1、出生届書 2、印鑑 3、母子手帳 4、配給通帳 5、国保被保険者証	本籍が他市町村にある場合は届書2通、生れた子の父の印鑑(但し例外あり) 配給を受けている世帯のみ 国民健康保険加入者のみ	転籍の場合	1、戸籍謄本 2、印鑑	2通持参 普通筆頭者及びその配偶者が本人になるのでその者の各々の印鑑
死亡届の場合	1、死亡届書 2、印鑑 3、配給通帳 4、国保被保険者証 5、国民年金証書及び裁定通知書	死亡者の本籍が他市町村の場合届書2通 同居の親族「同氏のもの」 配給を受けている世帯のみ 国民健康保険加入者のみ 死亡者が国民年金を受けていた場合	母子手帳の交付	1、妊娠届書 2、印鑑	助産婦、医師の証明をうけたもの 本人のもの
転出する場合	1、印鑑 2、配給通帳 3、国保被保険者証 (注) 転出先の住所を明記できるよう調べておく 転出証明書交付手数料	なるべく世帯主のもの 配給を受けている世帯のみ 国保加入者のみ	印鑑を登録する場合 (1)新規登録	1、登録すべき印鑑 2、印鑑届書	印鑑届書に証人の押印(証人は本籍に印鑑を登録してある者で同一戸又は同一世帯以外の者に限る) 届出は本人自ら行う、代理人の場合は委任状がなければならない 委任状には必ず5円の収入印紙貼付
転入する場合	1、印鑑 2、転出証明書 3、配給通帳 4、国保被保険者証	転入の日より14日以内に届出る 一世帯転入の場合世帯主印鑑その他は本人 配給を受けている世帯のみ 国保加入者のみ	(2)改印の場合	1、新旧の印鑑 2、印鑑届書	登録されている印鑑及び改めようとする印鑑 旧印を紛失した場合は、警察等の証明書。届出については、1.新規登録の注意事項に同じ
住所変更の場合 (市内転居)	1、印鑑 2、配給通帳 3、国保被保険者証	世帯主又は本人のもの 配給をうけている世帯 国保加入世帯	(3)廃印の場合	1、登録印鑑 2、印鑑届書	登録されている印鑑 届出については、1.新規登録の注意事項に同じ
世帯主変更の場合	1、印鑑 2、配給通帳 3、国保被保険者証	死亡その他で世帯主を変更しようとするときは、速やかに届出る 届出人の印鑑 配給を受けている世帯のみ 国保加入者のみ	国民健康保険に加入しなければならない者の届出	何れの社会保険にも加入していない者及び社会保険を脱退したとき 1、印鑑 2、国保被保険者証	全員加入は世帯主の印鑑 一部加入の場合も世帯主印鑑 新規全員加入の場合は不用、1.加入の場合のみ
婚姻届と同時に 転入する場合 (1)夫妻が本籍住所共に本市にある場合	1、婚姻届書 2、印鑑 3、配給通帳 4、国保被保険者証	1通(市民課に届書用紙がある) 夫妻(旧姓)相互の印鑑及び証人2人の印、但し証人については押印してきてよい。 夫妻の配給通帳、但し配給を受けている場合のみ持参 夫妻相互の被保険者証、但し国保加入者のみ	国民健康保険をぬけることのできる者の届出の場合	転出或いは他の保険に加入したとき 1、印鑑 2、国保被保険者証 3、新規加入の被保険者証	世帯主の印鑑持参 新たに加入した会社等の被保険者証 又は事業所の証明書
(2)夫妻のいずれか一方の本籍地が他市町村にある場合	1、婚姻届書 2、戸籍抄本 3、転出証明書 4、印鑑 5、配給通帳 6、国保被保険者証	2通(市民課に届書用紙がある) 本市に入籍しようとする者の戸籍抄本1通本市に入籍しようとする者の転出証明書 夫妻相互の印鑑及び証人2人の印、但し証人については押印してきてよい。入籍しようとする世帯が配給を受けている場合のみ 入籍しようとする世帯が国保加入者で入籍者が他の保険に入っていない場合	原動機付自転車届出の場合	1、原動機付自転車 2、印鑑 3、軽自動車税が課税される	所有者の印鑑
(3)夫妻が共に市内に居住し、本籍地が他市町村にある場合	1、婚姻届書 2、戸籍抄本 3、印鑑 4、配給通帳 5、国保被保険者証	3通(市民課に届書用紙がある) 夫妻相互の戸籍抄本各2通夫妻相互の印鑑と証人2人の印鑑 但し、証人については押印してきてよい 夫妻相互の配給通帳、但し、配給を受けている者のみ 夫妻相互 被保険者証、但国保加入者のみ	原動機付自転車廃車届出の場合	1、原動機付自転車 2、印鑑 3、標識交付証明書	所有者の印鑑
			飼犬の登録の場合	1、印鑑 2、手数料	飼主の印鑑持参
			廃犬の届出の場合	1、印鑑 2、犬の登録鑑札 3、注射済票	飼主の印鑑
			福祉年金の場合	1、印鑑 2、戸籍抄本 3、住民票の謄本 4、所得証明書 5、戸籍謄本(母子福祉年金の場合) 6、謄抄本作成手数料	本人の印鑑 本人のもの 本人の世帯のもの 本人の所得、扶養義務者、配偶者の所得証明書 戸籍抄本1通(母子の組合費) 住民票謄本1通 所得証明書1通
			福祉年金証返還の場合	1、年金証書 2、除籍抄本(死亡の場合)	1、死亡したとき 2、母子福祉年金を受けている者が婚姻したとき 3、子供が全部義務教育を終了したとき 以上の場合は返還する
			福祉年金証書の提出の場合	1、年金証書 2、印鑑	1、住所を変更したとき 2、印鑑を変更したとき 3、福祉年金を受領する郵便局を変更したとき

お知らせ

市民課の諸届、申請等の手続き一覧表をおよびこれに伴ういろいろの手数料金を市民のみなさまのお手元に配布いたしました。この一覧表を「見やすい場所」に貼って御利用下さい。

富士市役所

8円
5円
8円
8円
0円
5円
0円
まで
00円

支障がありますので、必ず納期(三月末日)までに納めて下さい。
二、水道使用料の納入はなるべく使用料納付組合に加入して下さい。